令和元年度

教育委員会が行う政策等の評価に関する 実 施 計 画

目 次

第一	· į	攻兌	策等	のi	評価の実施に関する考え方		1
第二	. į	攻兌	策 評	価(の実施について		2
第三	<u>.</u> ,	施負	策評	価(の実施について		4
第四	4	事多	業評	価(の実施について		6
	_	1	事業	評値	価の対象及び種類		6
	=	ı	目的	設:	定		6
	Ξ	4	継続	事	業の指標及び目標値の見直し		8
	四		中間	評值	価		8
	五	1	事後	評値	価	1	1
第五	. i	攻兌	策等	のi	評価結果等の公表について	1	4
第六	; -	その	の他	政	策等の評価の実施に関し必要な事項について	1	4
教育	委	員名	会が	行	う政策等の評価に関する調書	1	5
スケ	ジ	ュ-	ール	及	び作業手順	3	2

第一 政策等の評価の実施に関する考え方

1 政策等の評価の位置付け

- 少子化、超高齢化、グローバル化など社会経済情勢が激しく変化する中で、住民が行政に求めるサービスは多様化しており、施策事業を適切に選択し、限られた財源で一層効果的で効率的な行政を展開していく必要がある。
- 地方分権の進展に伴い、地方公共団体においては、自己決定、自己責任に基づく 政策の推進が求められ、また、特色ある豊かな地域を築いていくためには、NPO 等民間団体や地域住民とのパートナーシップの下、地域の事情に即した施策事業を 展開していくことが必要となっている。このため、職員の政策形成能力の向上を図 るとともに、住民の積極的な参画による行政を進めていく上で、行政による説明責 任の徹底を図っていくことが必要である。
- こうしたことから、「成果を重視した効率的な県政の推進」や「県民への説明責任の徹底」を目的とする政策等評価の果たす役割は重要である。「企画・立案(plan)-実施(do)-評価(check)-改善(action)」の一連のマネジメントサイクルの中で政策等の評価を適切に実施し、その結果を次の政策形成や事業の改善に反映させることで、教育行政の着実な推進を図る。

2 重点的に取り組む事項

(1)適切な評価の実施と有効活用

■ 政策等の評価に当たっては、時代の変化や社会経済情勢、県民ニーズを的確に把握し、適切かつ厳格に実施する。併せて、推進上の課題など、評価を通じて得られた情報を政策等の企画立案や見直し、予算編成に積極的に反映・活用させるものとする。

(2)評価制度の改善

■ より客観的で分かりやすい評価とするため、評価の観点や基準の見直しを図るなど、評価手法の不断の改善に努める。

(3) 評価に関する情報提供の充実

■ 政策評価制度は、県民に対し、県教育委員会の取組を説明していく機会としても 重要な意味を持つことから、県民に関心をもってもらえるような公表や広報に努め る。

第二 政策評価の実施について

政策評価は企画振興部長が実施することから、以下の「1 目的」以降の記載内容は、「令和元年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画」の「第二 政策評価の実施について」を転記したものである。

なお、教育委員会は、所管する政策の「政策評価調書」の「6 課題と今後の対応方針」 の「今後の対応方針」について記載するほか、政策評価の結果を「第3期ふるさと秋田元 気創造プラン」の進行管理など、政策の効果的な推進に活用するものとする。

1 目的

政策評価は、政策の推進途上において、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

政策評価は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの戦略を対象として実施する。

3 実施主体

政策評価は、企画振興部長が実施する。

4 観点及び評価項目

別表1により、定量的評価(各施策の評価結果)と定性的評価(施策の推進状況等)の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

5 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、政策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、政策評価に反映させるものとする。

6 実施の時期

企画振興部長は、7月15日までに政策評価を実施する。

7 評価調書

政策評価に用いる評価調書は、別紙様式1「政策評価調書」とする。

8 評価結果の活用

教育委員会及び企画振興部長は、政策評価の結果を「第3期ふるさと秋田元気創造 プラン」に基づく政策の効果的な推進に活用するものとする。

(別表1)政策評価における評語の決定方法

(1) 定量的評価

戦略ごとに、施策の評価結果の平均点から定量的に判定する。

施策評価結果の配	記点 A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点
Γ <i>Α</i>]	平均点が4点
Г <i>В</i> Ј	平均点が3点以上4点未満
ر <i>ح</i> ۲	平均点が 2 点以上 3 点未満
[ط ۲	平均点が1点以上2点未満
ΓEJ	平均点が1点未満

(2) 定性的評価

施策の推進状況等(社会経済状況等を踏まえた場合に特に考慮する必要がある施 策の取組状況とその成果など)から定性的に判定する。

(3)総合評価

評価結果	判定方法
ΓAJ	定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的
[B]	な観点から戦略を評価する。
[C]	
LDΊ	
ſΕJ	

第三 施策評価の実施について

目的 1

施策評価は、施策の推進途上において、施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今 後の推進方向など、施策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的とし て実施する。

2 対象

施策評価は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる34の施 策と基本政策に掲げる9の施策から成る政策・施策体系上に掲げる43の施策のう ち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を対象として実施する。

- 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材の育成子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着 世界で活躍できるグローバル人材の育成

- 豊かな人間性と健やかな体の育成 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場づくり 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供

3 実施主体

施策評価は、教育委員会が実施する。ただし、評価の実施状況及び評価結果については、評価終了後、企画振興部長が確認を行えるものとし、企画振興部長は、必要に 応じ、教育委員会と評価結果の修正について協議することができる。

4 観点及び効果の把握(評語(A~E)の決定)

別表2により、定量的評価(代表指標の達成状況)と定性的評価(施策の取組状況 とその結果、外的要因等)の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、施策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、 施策評価に反映させるものとする。

実施の時期 6

教育委員会は、6月の教育委員会会議において施策評価を実施する。

7 評価調書

施策評価に用いる評価調書は、別紙様式2「施策評価調書」とする。

8 評価結果の活用

教育委員会及び企画振興部長は、施策評価の結果を、「第3期ふるさと秋田元気創 造プラン」に基づく施策の効果的な推進に活用するものとする。

(別表2)施策評価における評語の決定方法

(1) 定量的評価

施策の代表指標の達成状況から定量的に判定する。

【代表指標の達成率の判定基準】

		
	а	達成率≧100%
 実績値≧現状値	b	100%>達成率≧90%
天积胆 与 	O	90%>達成率≧80%
	ـا	80% > 達成率
現状値>実績値	d	実績値が前年度より改善
	е	実績値が前年度より悪化
実績値が未判明	n	実績値が未判明

※現状値:第3期ふるさと秋田元気創造プランの「4 施策の数値目標」における現状値

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
Γ <i>A</i>]	代表指標が全て「a」
	代表指標に「b」があり、「c」以下がない
Г <i>С</i> Ј	代表指標に「c」があり、「d」以下がない
ر م ۱	代表指標に「 d 」、「 e 」を含む ただし、「 E 」、「 N 」に該当するものを除く
「 <i>E</i> 」	代表指標が全て「e」
ΓΝΊ	代表指標に「nlを含む

(2) 定性的評価

成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から定性的に判定する。

なお、代表指標が未判明の場合は、中間動向等を参考にしつつ、上記の方法により判定する。

(3)総合評価

評価結果	判定方法
ΓAJ	定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、 総合的な観点から施策を評価する。
[B]	総合的な観点から施束を評価する。
LC1	
LDl	
ſΕJ	

第四 事業評価の実施について

事業評価の対象及び種類

事業評価の対象

事業評価は、政策及び施策を推進するために実施する予算事業(以下「政策経費事 業」という。)を対象として実施する。

2 事業評価の種類

事業評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 目的設定
- 中間評価
- 事後評価

目的設定

1 目的設定の目的

事業の企画立案や実施に当たり、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態(指標及び目標値)を明らかにするため、目的設定表を作成する。

目的設定表作成の対象

目的設定表は、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算に新たに予算要求しよ うとする新規事業であって、政策経費事業を対象とし、予算見積書を単位として作成 する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業
- 県有施設の維持修繕事業(老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原 状回復するため実施する必要のある事業) 及び解体撤去のみの事業
- 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められて いる事務で、県の政策関与が生じない事業(例えば、委託調査事業、国保関係事 業)
- 教育委員会内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未 満の事業 (例えば、システム構築事業など) 五 基金積立事業などの他会計繰出金

目的設定表の作成主体

目的設定表は、評価対象新規事業を所管する課長(以下「新規事業所管課長」とい う。)が作成する。

4 事業の実施に当たっての考察

(1) 必要性の考察

目的設定表において、事業の実施が、真に課題を解決するものか、住民ニーズや 上位目的に照らして妥当性を有しているか、県が関与する必要があるかの観点から 事業実施の必要性を考察する。

(2) 有効性の考察

目的設定表において、事業の実施が、目的及び指標を達成するために最も適切な事業であるかを考察する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握の方法

目的設定表においては、事業の効果を測定するための指標及び年度毎の目標値を 設定し、その妥当性について自ら点検することにより、当該事業の効果(見込まれ る効果を含む。)を把握するものとする。ただし、指標の設定が困難な場合は、事 業対象者の満足度や行動量を予測するなどの方法により、効果を把握する。

(2) 指標の設定等に関する事項

事業の効果を測定するための指標は、事業の目的を的確に表しているレベルの指標であるとともに、事業の成果を定量的に把握する成果指標を基本とする。

目標値の設定に当たっては、努力すれば達成可能で、ある程度の困難な目標値であるものを妥当とする。

また、施設整備事業については、当該施設の効果が発揮される施設整備後の目標を設定する。

(3) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や効果の把握に用いるデータ等の出典、効果の把握の時期については、目的設定表において明らかにする。

6 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の企画立案に当たり、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを把握し、これを必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 目的設定表の作成の時期

新規事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに作成する。

8 目的設定表

(1) 目的設定表の様式

目的設定表は、別紙様式3「目的設定表」とする。

(2) 目的設定表の点検

総務課長は、新規事業所管課長が作成した目的設定表を点検し、必要に応じ助言を行う。

(3)目的設定表の修正

目的設定表は、予算調整の状況に応じ修正する。

(4) 指標及び年度毎の目標値の審査点検

総務課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施する。この場合において、総務課長は必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9 目的設定表の活用

新規事業所管課長は、目的設定表を予算要求における説明資料や事業実施のための資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

継続事業の指標及び目標値の見直し Ξ

1 指標及び目標値の見直しについて

継続事業について、目的設定表において定めた指標及び目標値が社会情勢等の変化 により妥当性を欠くものとなった場合は、当該継続事業の所管課長が総務課長に協議 した上で見直すことができるものとする。

2 見直しに係る協議の手続について

指標及び目標値の見直しに係る協議は、当該継続事業を所管する課長が、次の事項 を記載した書面を総務課長に提出することで行う。

- 当該継続事業の名称
- 現行及び見直し後の指標及び目標値
- 見直しを行う理由

四 中間評価

1 中間評価の目的

中間評価は、継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ 効率的な事業推進のための課題と推進方向を示すことを目的として実施する。

2 中間評価の対象

中間評価は、令和元年度の当初予算に計上されている継続事業であって、政策予算 に係る事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、目的設定の対象 外事業及び次にの各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置 付けられていないもの
- 二 前年度の年間事業費(決算額)が300万円未満のもの

ただし、一及び二については、目標値に対する達成率が80%未満の事業(指標が複数ある場合は、一つでも80%未満の事業)又は総務課長が特に必要と認める事業 は、当該年度の中間評価の対象とする。

三 その他 ア 計画事業費が10億円未満の基盤・施設整備事業(当該事業に係る調査・設計 を含む。)

決定済みの補助金交付事業(利子補給金等)

計画策定事業、調査・統計事業

3 中間評価の実施主体

評価対象継続事業を所管する課長(以下「継続事業所管課長」という。)が実施す る。ただし、総務課長は、評価結果を確認し、必要に応じ、継続事業所管課長と事業 の改善等について協議することができる。

4 中間評価の観点及び評価項目

中間評価は、必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施 する。

- 一 「必要性の観点からの評価」は、次の評価項目から、別表3 (1) に定める基準に基づき実施する。
 - ア 現状の課題に照らした妥当性
 - イ 住民ニーズに照らした妥当性
 - ウ 県関与の妥当性
- ニ 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表3 (1) に定める基準に基づき実施する。
- 三 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比。ただし、費用対効果の対前年度比が算定できない場合は、コスト縮減の取組状況)から、別表3(1)に定める基準に基づき実施する。
- 四 「総合評価」は、前3号の評価結果を踏まえ、別表3(2)に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握方法

中間評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあっては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握する。

(2) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の推進途上において、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを継続的に把握し、必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 中間評価の実施の時期

継続事業所管課長は、5月20日までに評価を実施する。

8 評価調書

- (1) 評価調書の様式
 - 中間評価に用いる評価調書は、別紙様式4「継続事業中間評価調書」とする。
- (2) 評価調書の点検等

総務課長は、継続事業所管課長が作成した継続事業中間評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 中間評価結果の反映

継続事業所管課長は、評価結果を、事業内容や事業量の見直し及び予算要求に当たっての事業の優先度の判定等に反映させるものとする。

10 中間評価結果の活用

継続事業所管課長は、中間評価調書を予算要求における説明資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

(別表3) 中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点		<u>口 57 17年 年</u> 平価項目		判定基準	配点	評価結果
	_		а	事業の目的が外部環境の変化や事業 推進上の課題に適切に対応している	2	
		の課題に照ら 妥当性	b	事業の目的が外部環境の変化や事業 推進上の課題にある程度(一部)対 応している	1	A:必要性は高い (6点)
			С	事業の目的が現状の課題に対応して いない	0	B:必要性はある
	=		а	住民ニーズが増大している	2	(県関与の妥当
ア必要性		ニーズに照ら	b	住民ニーズが横ばいである	1	性がaかbで
	した翌	妥当性	С	住民ニーズを把握していない又は住 民ニーズが減少している	0	3~5点)
	Ξ		а	法令・条例上の義務がある、又は内 部管理事務である及び県でなければ 実施できない理由がある	2	C:必要性は低い (上記以外)
	県関 <i>-</i>	9の妥当性	b	民間・市町村で実施可能であるが県 が関与する理由がある	1	
			С	県が関与する理由がない	0	
	_		а	目標値に対する達成率が全て100%以 上	2	A:有効性は高い (2点)
イ有効性	事業 [況	目標の達成状	b	a、c以外の場合	1	B:有効性はある (1点)
			С	目標値に対する達成率のいずれかー つが80%未満	0	C:有効性は低い (O点)
		費用対効果	а	費用対効果の対前年度比(注)が全 て1.1以上	2	A:効率性は高い
	_	の対前年度	b	a、c以外の場合	1	(2点)
	事の 業妥	比	O	費用対効果の対前年度比のいずれか 一つが0.9未満	0	B:効率性はある
ウ効率性	の当 経性	コスト縮減の取組状況	а	コスト縮減の効果が客観的で効果の 発現が大きい	2	(1点)
	済 性	(費用対効果 の対前年度	b	コスト縮減の効果の発現が小さい	1	C:効率性は低い (O点)
		比が算定で きない場合)	С	コスト縮減に取組んでいない又は効 果の発現がない	0	

(注)費用対効果の対前年度比の算定式

 平成30年度の効果
 ÷
 平成29年度の効果

 平成30年度の決算額
 ÷
 平成29年度の決算額

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。 なお、評価の時点で、平成30年度の効果が判明しない場合及び平成30年度新規事業に ついては、費用対効果の対前年度比が算出できないため、効率性の判定を行わない。 また、累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増分」を 実績値として用いる。

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判 定 基 準
A 継 続	全ての観点の評価結果が「A」又は「B」判定の場合
B 改善して継続	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合
C 見直し	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合
D 休廃止	全ての観点の全ての評価項目が「C」判定の場合
E 終 了	事業期間が終了する場合

五 事後評価

1 事後評価の目的

事後評価は、事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案のほか、当該事業により整備された施設等にあっては効果的・効率的な利活用に有用な情報を提供することを目的として実施する。

2 事後評価の対象

事後評価は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。 ただし、事業評価(目的設定)の対象とならない事業及び事業化を直接目的としない 調査事業を除く。

- 一 大規模事業
 - 事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が令和元年度であるもの
- 二 ソフト事業 総事業費が1千万円以上の事業で、平成30年度に終了したもの

3 事後評価の実施主体

事後評価は、評価対象終了事業を所管する課長(以下「終了事業所管課長」という。) が実施する。

4 事後評価の観点及び評価項目

事後評価は、有効性及び効率性の観点等から実施する。

- 一 「有効性の観点からの評価」は、住民満足度等の状況及び事業目標の達成状況 から、別表4(1)に定める基準に基づき実施する。
- 二 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性から、別表4(1)に 定める基準に基づき実施する。
- 三 「総合評価」は、前2号の評価結果を踏まえ、別表4 (2) に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握の方法

事後評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成 状況を把握することにより、当該事業の効果を把握する。ただし、指標が設定され ていない事業にあっては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなど によりその効果を把握する。

(2) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

アンケート調査やヒアリング等により住民満足度を把握して有効性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 事後評価の実施の時期

終了事業所管課長は、5月20日までに実施する。

8 評価調書

(1) 評価調書の様式 事後評価に用いる評価調書は、別紙様式5「終了事業事後評価調書」とする。

(2) 評価調書の点検等 総務課長は、終了事業所管課長が作成した終了事業事後評価調書を点検し、必要 に応じて助言を行う。

9 事後評価結果の反映

終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業により施設等を整備した場合にあっては施設の管理・運営に、それ以外の場合にあっては将来の類似事業の企画立案に反映させるものとする。

10 事後評価結果の活用

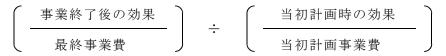
終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料として活用するものとする。

(別表4) 事後評価の基準

(1)各評価項目の判定基準

観点	評価項目		判定基準	配点	評価結果
		а	住民満足度等を的確に把握して おり、満足度も高い	2	A:有効性は高い
	一 住民満足度等の状況	b	住民満足度等を把握しているが、 手法が的確でない又は満足度等	1	(4点)
			が高くない		B:有効性はある
ア有効性		С	住民満足度等を把握していない	0	(1~3点)
		а	目標値に対する達成率が全て100 %以上	2	C:有効性は低い (O点)
	_				(O .m.)
	事業目標の達成状況	b	a、c以外の場合	1	
		С	目標値に対する達成率のいずれか一つが80%未満	0	
		а	当初計画時と事業終了後の事業	2	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当		効果を比較した値(注)が全て 1.0以上		A:効率性は高い (2点)
	性	b	a、c以外の場合	1	B:効率性はある (1点)
		С	当初計画時と事業終了後の事業	0	C:効率性は低い
			効果を比較した値のいずれかー つが0.8未満		(0点)

(注) 当初計画時と事業終了後の事業効果比較の算定式



上式で、「事業終了後の効果」とは最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは最終事業年度の「指標目標値」をいう。

「事業終了後の効果」が、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

(2)総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B(概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合

政策等の評価結果等の公表について 第五

1 評価調書の公表

(1) 公表の事務

政策評価、施策評価、事業評価に係る評価調書及び目的設定表については、総務 課長がこれを公表する。

(2) 公表の方法

公表は、県政情報資料室で閲覧を供するとともに、秋田県公式ウェブサイトに掲 載する。

(3) 公表の時期

公表は、次の各号に掲げる評価の対象毎に、当該各号に定める日までに公表する。

政策評価

施策評価

事業評価 (中間評価·事後評価)

当初予算に係る目的設定表補正予算に係る目的設定表 兀

五.

10月末日 10月末日

9月末日

3月末日

予算案の議会議決後 速やかに公表

2 政策等の評価の実施状況及び政策等の評価結果の政策への反映状況に関する報告書 (以下「報告書」という。) の作成及び公表

(1)報告書の作成主体

んだ。 総務課長は、政策等の評価について結果を取りまとめ、7月中旬までに総合政策 課長へ提出する。総合政策課長は、他の評価結果と併せて、知事の報告書として作 成する。

(2)報告書の様式

条例第8条に規定する政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状 況に関する報告書は、別紙様式6「政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等 への反映状況」により報告する。

(3) 公表の実施主体及び公表の時期

教育委員会は、知事が報告書を作成して、議会に提出した後、速やかにこれを公 表する。

(4) 公表の方法

報告書の公表は、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

県民意見への対応 3

> 公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、当該政策等 を所管する課が適切な対応を図るとともに、政策評価委員会に意見の概要を報告し、 評価制度の改善につながるようその活用に努める。

第六 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について

秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について 1

政策評価委員会への諮問事項は、政策等の評価結果及び評価制度とする。

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みの整備について 2

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるため、評価調書において、 評価結果の政策等への反映状況を明らかにする。

政策評価 (令和元年度)

政策評価調書

戦略○					
幹事部局名	評価者		評価確定	·B	
1 政策の目標(目指す					
2 政策を取り巻く社会	经済情勢				
3 政策を構成する施策の推	進状況				
3-1 施策評価の結果					
	施策			画の結果 「Do / uooン	50 (1100)
		H 3 0	R1 (H31) —	R2 (H32) —	R3 (H33) —
			_	_	_
			_	_	_
			_	_	_
			_	_	_
			_	_	
			_	_	_
※施策評価の結果:「A」、「B」、「C」、	「D」、「E」の5段階で判定した結果	I	1	1	1

3-2 施策評価の概要

【施策〇一〇】	
【施策〇一〇】	

【施策〇一〇】	
【施策〇一〇】	
【施策〇一〇】	
【施策〇一〇】	
【施策〇一〇】	

4 総合評価結果と評価理由

評価理由

- ●定量的評価:施策評価結果を点数化して平均点を算出し、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。
- ・施策評価結果の配点 「A」:4点、「B」:3点、「C」:2点、「DJ:1点、「EJ:0点 ・判定基準(平均点) 「AJ:4点、「BJ:3点以上4点未満、「CJ:2点以上3点未満、「DJ:1点以上2点未満、「EJ:1点未満
- ●定性的評価:施策の推進状況等から判定する。
- ■総合評価:定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

5 県民意識調査の結果

満足度		評価年度(H31)の満足度(割合%) 3期プラン(4年間)の満足度(平均					[均点]			
質問文	十分 (5点)	おおむね 十分 (4点)	ふつう (3点)	やや 不十分 (2点)	不十分 (1点)	わからない ・ 無回答	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)
施策○-○	(O MK)	(1711)	(0 ////)	(2 ////	(1711)					
施策○-○										
施策O-O										
施策○-○										
施策○-○										
施策○-○										
施策○-○										
調査結果の認識、取組に関する意見等			•		•		•			•

6 課題と今後の対応方針

施策	題と今後の対応万針 課題(戦略の目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
ルメ		フタンパルカミ(生かい) 使力がになり担心 ヾこここ)
0-0		
0-0		
0-0		
0-0		
0.0		
0-0		
0-0		
0-0		
7 政	策評価委員会の意見	

施策評価 (令和元年度)

施策評価調書

施策の方向性

備考

戦略		
施策〇一〇		
幹事部局名	担当課名	
評価者	評価確定日	

1	施策のねらい(施策の目的)

2 施策の状況

2-1 代表指標の状況と分析

 代表指標①
 年度
 現状値 (H28)
 H29
 H30
 R1 (H31)
 R2 (H32)
 R3 (H33)

 実績

 達成率

 出典:
 指標の判定

 順位等
 全国

 東北

分析 (推移、実績・達 成率、順位等)

								施策の方向	 i性
代	表指標②	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
		目標							
		実績							
		達成率							
出典:		指標の	の判定						
	順位等	全国							
		東北							
分析 (推移、実績・達 成率、順位等)									

※ 指標の判定基準

「a」: 達成率≥100% 「b」: 100%>達成率≥90% 「c」: 90%>達成率≥80%

「d」: 80%>達成率 又は 現状値>実績値(前年度より改善) 「e」: 現状値>実績値(前年度より悪化)

「n」: 実績値が未判明

2-2 成果指									施策の方向性	
成果・	業績指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
		目標								
		実績								
出典:		達成率								
	順位等									
分析 (推移、実績·達 成率、順位等)										

								施策の方	·向性
成果・	業績指標②	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
		目標							
		実績							
出典:		達成率							
	順位等	全国							
		東北							
分析 (推移、実績・達 成率、順位等)									

							施策のス	方向性	
成果•	業績指標③	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
		目標							
		実績							
出典:		達成率							
順位等	全国								
	順75 守								
分析 (推移、実績・達 成率、順位等)									

2 - 3	施策の取組状況とその成果(施	策の方向性ごとに記載)			
(1)		[課】	指標	
		_	Г		
(2)		[課】	指標	
•					
(3)		[課】	指標	
(4)		[課】	指標	
(5)		[課】	指標	
, , ,			****		
(6)		[≘⊞ 1	指標	
(0)		L	課】	1日1示	
1					

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由

●定量的評価:代表指標の達成状況から判定する。

「A」: 代表指標が全て「a」、「B」: 代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」: 代表指標に「c」があり、「d」以下がない「D」: 代表指標に「d」、「B」を含む。ただし、「B」、「B」であるものを除く、「B」:代表指標が全て「B」、「B」:代表指標に「B」を含む

- ●定性的評価:成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。
- 総合評価:定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

満足度		調査年度	R1	R2	R3	R4	1
		加 且千尺	(H31)	(H32)	(H33)	(H34)	前年度比
肯	肯定的意見						
	十分	(5点)					
	おおむね十分	(4点)					
まる	ふつう	(3点)					
当 一 否	。 定的意見						
£	やや不十分	(2点)					
	不十分	(1点)					
* :	つからない・無回答						
平	² 均点						
 査結果	!の認識、取組に関する意	意見等		I	I		II .

5 課題と今後の対応方針

施策 の方 向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等 により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
6	政策評価委員会の意見	

(榛式3)目的黔定表 (令和	年度) 予算区分:	要求区分						確定日(令和	口	Щ	
事業コード		政策コード	政策名								
事業を		施策コード	米								
, 1		指標コード	施策目標(指標)名	_			-	_			
部 局 名		H		(tel)		担当課長名	名	—— ┤ ↓ ↓	担当者名		1
	#	業 (0) 内谷						争莱年度	年度	英~	年度
1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)	のために今なぜこの事業が必要なの)か)	3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 「	う状態にし	たいのか)						
				# + -		4年二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		: : :	 - - -	4	
			(単品施表推進力並との関係) (1)	国の軒との の方法	1	◎ 里品事未合し(安里		(一 その他の事業として要望	事業として要	<u>5</u> ₩	
2. 住民ニーズの状況			①事業の実施主体の主義の主義の主義の主義を	[
(リニーズを把握した対象 □ 受益者 □ 一軸唱目	(時期: 年 日)		(2)事業の対象者・団体の連ばのための主段	####################################							
9点	ł		上つつところの手	Ĭ Ž							
	各種委員会及び審議会 🔲 ヒアリング 🗍	インターネット									
_ その他の手法 (具体的に ③ニーズの具体的内容											
			④比較した代替手段及び選択した手段の有効性	殺及び選択	した手段の	有効性					
 ◎把握していない場合の理由及び今後の方針	後の方針										
①連印											
②今後の方針											
5 重業の会体計画及び財源										(十二) 無代	E H
で、子木が上げに自分ののが、順位 一事業内部	左 の	説明		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	全体(最終)計画	画品
02											
00											
05											
財源内訳	左の説明	Ą									
庫補助											
んのも						1	Ī	1			
CK XIII											

(榛式4)継続	(様式4)継続事業中間評価調書 (令和	年度実施事業)	(事前評価 平成	1				評価	評価確定日(令和	サ	田	$\widehat{\blacksquare}$
事業コード				(2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4								
事業名			超来コード 指標コード	iii								
部局名	課室名		出 記 記 記	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		(tel)	担当課長名	佑	甲	担当者名		
		評 価 :	対 象 事 業	の 内 容					事業年度	年度~		年度
1-1. 事業実	1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)	とめになぜこの事業が必	要であったのか)	3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)	いう状態にし	たいのか)						
				画)	点施策推進:	(重点施策推進方針との関係)		重島事業	〇その他事業	事業		
1-2. 外部環	-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題			4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 ②事業の対象者・団体 ③達成のための手段	めの方法体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
2. 住民ニーズ	2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)	(0)										
コースを指述してある。	- ズを把握した対象 □ 受益者 □ デージを形成した対象	影		5. 昨年度の評価結果等	結果等	○ 推続	□ 改善		① 見直しまたは休廃止	とは休廃止		
《──への》(Lの小次 ③ニーズの拍権の方法 □ アンケート調査 [□ その他の手法	《→→への※1cの小次 ③二一ズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ その他の手法 (具体的に	○ b 変わらない※会 □ ヒアリング	□ 減少した	①評価の内容)								
(4)ニーズの具(体的内容及び変化の状況の内容			い世話の行名をかれ								
6. 事業の全体	6. 事業の全体計画及び財源											
順位	事業内訳	在	の説明		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	全体(最終)計画	画
財源内訳	与記	左の	左の説明									
国庫補助金	助金											
此 /												
と	自											
一般好源	7 源											

業の効果を把握するための手法及び効果の見込み		五 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四
指標名 指標	HIII.	=
	新	事業の効果(事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 (C) 可 (C) 不可 (C) a 達成率100%以上 (C) 達成率80%以上100%未満 (C) 達成率80%未満 (C) (C)
①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 〇該当 〇	₹ ₹	
诣 指 標 29年度 30年度 1年度 2年度 3年度 4年度 5年度 最終年度 画 日墙。		80 08
	一 色	
b/a	•	
東北及び全国の状況のデータ等の出曲		済性の妥当性(費用対効果の対
1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		-
○ 当談年度中 万○ 至十段 万○ 左《	中段 指標の種類	T-XX-304- Q-XX X
I 4		り場合の単由】
品 編 以	叡	
①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 〇該当 〇		
指 指 標 29年度 30年度 1年度 2年度 3年度 4年度 5年度 最終年度 ■ 日価。		
		0 コスト総渉のナめの酌組状況
b/a	40(
東北及び全国の状況		
単		
③把握する時期 🔘 当該年度中 月〇 翌年度 月〇 翌々年度	一月	
②指標を設定することができない場合の効果の把握方法 ①指標を設定することが出来ない理由		
	No.	
	<u>₹</u> 4□	See Nation American Ameri
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	計	こ で現庫し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<u>Ē</u>	○ D休廃止 ● E終了
	<u>/ </u>	2次評価
1次評価	証価結果 総	◇安性-A-B-C 有効性-A-B-C 効率性-A-B-C
課題に照らした妥当性		の政策して継続 の政策して機械
	L E E E E E	급描
↑住民ニーズに照らした妥当性	<u> </u>	評価結果の当談事業への反映状況等(対応方針)
中田 田	8	
_ 		
説	۲	政策評価委員会意見
関の世界の関係を表現しています。)	

(1) 各評価項目の判定基準

観点		目の刊足 西項目		判定基準	配点	1 次	2 次	評価約	·····································
	_		а	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題 に適切に対応している	2		\		
	現状の記した妥	課題に照ら 当性	b	事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題 にある程度(一部)対応している	1			A:必要性	は高い
			С	事業の目的が現状の課題に対応していない	0		\	(6点)	
	_			住民ニーズが増大している	2		\	B:必要性	はある
	ー 住民二-	ーズに照ら		住民ニーズが横ばいである	1		$ \rangle$	(県関与の	妥当性
ア必要性	した妥	当性 —————	С	住民ニーズを把握していない又は住民ニーズが減少している	0			がaかbで 点)	₹3 ~ 5
			а	法令・条例上の義務がある、又は内部管理事務で ある及び県でなければ実施できない理由がある	2		\setminus	C:必要性 (上記以外	
	三 県関与(の妥当性	b	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する理 由がある	1				
			С	県が関与する理由がない	0			1次	2次
				計	6				
			а	目標値に対する達成率が全て100%以上	2		\setminus	A:有効性 (2 点) B:有効性	
イ有効性	一 事業目 況	漂の達成状	b	a、c以外の場合	1		\setminus	(1 点) C:有効性 (0 点)	は低い
			С	目標値に対する達成率のいずれか一つが80%未満	0			1次	2次
				計	2				
		費用対効	а	費用対効果の対前年度比(注)が全て1.1以上	2		\setminus	A:効率性	は高い
	_	果の対前 年度比		a、c以外の場合	1		$ \rangle$	(2点)	
	事業の 経済性		С	費用対効果の対前年度比のいずれか1つが0. 9 未満	0			B:効率性 (1点)	にはある
ウ効率性	の対よ	コスト縮減 の取組状況 (費用対効	а	コスト縮減の効果が客観的で効果の発現が大きい	2		\setminus	C:効率性	は低い
		(質用対効 果の対前年 度比が算定	b	コスト縮減の効果の発現が小さい	1			(0点)	
		できない場 合)	С	コスト縮減に取組んでいない又は効果の発現がな い	0			1次	2次
				計	2				

(注)費用対効果の対前年度比の算定式

(平成30年度の効果/平成30年度の決算額)/(平成29年度の効果/平成29年度の決算額)

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお、評価の時点で、平成30年度の効果が判明しない場合及び平成30年度の新規事業については、費用対効果の対前年度比が算定できないため、コスト縮減の取組状況により判定を行うものとする。

また、累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用いる。

(2)総合評価の判定基準

<u> </u>			
総合評価の区分	判定基準	総合	評価
A (継続)	全ての観点の評価結果が「A」又は「B」判定の場合	1次	2次
B(改善して継続)	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合		
C(見直し)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		
D (休廃止)	全ての観点の全ての評価項目が「C」判定の場合		
E (終了)	事業期間が終了する場合		

(様式5)終了事業事後評価調書		(最終年度中間評価		平成 年)	評価確定日(令和	年	月	Θ
事業コード	政策コード	政策名						
世 桜	施策コード	施策名						
L	指標コード	施策目標(指標)名						
	班名		(tel)	担当課長名	担当者名			
外 电分解	第 事 業	の内容			事業年度		年度~	年度
1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか)	であったのか)	5. 前回評価における指摘事項等 (1)指摘事項	ける指摘事項等	ė lika				
		②指摘事項へ						
1ー2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点	週点	6 校 6						
		6. 事業の内容 ①事業概要及び推進状況	推進状況					
2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの) ①満足度を把握した対象 □ 受益者 □ 一般県民 (時期:の港日中の加堀方法	年 月)							
e/m/A/2007にほろの □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □	インターネット	(2) 事業 書 (3)					単位(単位(千円)
□ その他の手法 (具体的に				当初計画事業費	Wind	最終事業費		-
③満足度の状況								
 3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか)								
1. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体		事業費計						
		-	4					
②事業の対象者・団体		些	賃					
		内 その他	. []					
③達成のための手段		訳 一般財源						
		③当初計画及び最終の事業費比較	最終の事業費」	比較				
				最終事業費/	最終事業費/当初計画事業費	\smile	^	

. 事業の効果及び課題の改善状況	所管課の評価	評価結果
	住民滿足度の状況 a D b C C P C C C C P C C C C C C C C C C C	
事業の効果を把握するための手法及び成果の状況		4
指標の種類		
二 成果指標	#EC	
二 業績指標	効 件 事業の効果	B
(1)年度別の目標値及成果(見込まれる効果)低減目標指標 〇該当 〇非該当]
度 28年度 29年度 30年度	[[b又はcの場合の理由]	
		ပ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業の経済性の妥当性 適用の可否 〇可 〇不可	評価結果
□ 成果指標 □ 業績指標	○a 1.0~ ○b 0.8~1.0 ○c ~0.8	D 4 1.0 ~
①年度別の目標値及成果(見込まれる効果)低減目標指標 〇該当 〇非該当 地 毎 つれた 度 のた 年 つれて		□ B 0.8~
サード マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<u>.</u>
		□ C ~0.8
□ 38年 - □ 354年	(1) 世外基形创一) (244形创入量) 1 一、"叫"" 表示创)。	
H H H H H H H H H H H H H H H H H H H		
①指標を設定することが出来なかった理由	₹ 4u 獻	
	評価結果の類似事業の企画立案への反映状況等	
②成果(見込まれる成果)		
	政策評価委員会意見	

終了事業事後評価判定点検表

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目		判定基準	配点	1次	2 次	評価	結果
		а	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も 高い	2				
	ー 住民満足度の状況	b	住民満足度を把握しているが、手法が的確でない い又は満足度が高くない	1		\	A:有効性 (4点)	は高い
		c 住民満足度等を把握していない 0		\	B:有効性 (1~3点	į)		
ア有効性	_	а	目標値に対する達成率が全て100%以上	2	C:有効f		は低い	
	ー 事業目標の達成状 況	b	a、c以外の場合	1		\		
	<i>7</i> ,6	С	目標値に対する達成率のいずれか一つが80% 未満	0		\	1 次	2次
			計	4				
	-	а	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した 値(注)が全て1.0以上	2			A: 効率性 (2点) B: 効率性	
イ効率性	事業の経済性の妥 当性	b	a、c以外の場合	1			(1点) C:効率性 (0点)	は低い
		С	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した 値のいずれか一つが 0.8未満	0		\	1 次	2次
			計	2				

(注) 事業経済性の算定式

(事業終了後の効果/最終事業費)/(当初計画時の効果/当初計画時事業費)

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標値をいう。 効果を表す数値は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した 累積数値とする。

上記については、システム上変更できないが次のとおり読み替えるものとする。

上式で、「事業終了後の効果」とは、最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは、最終事業年度「指標目標値」をいう。「事業終了後の効果」は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

(2)総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	
B(概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合	
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	

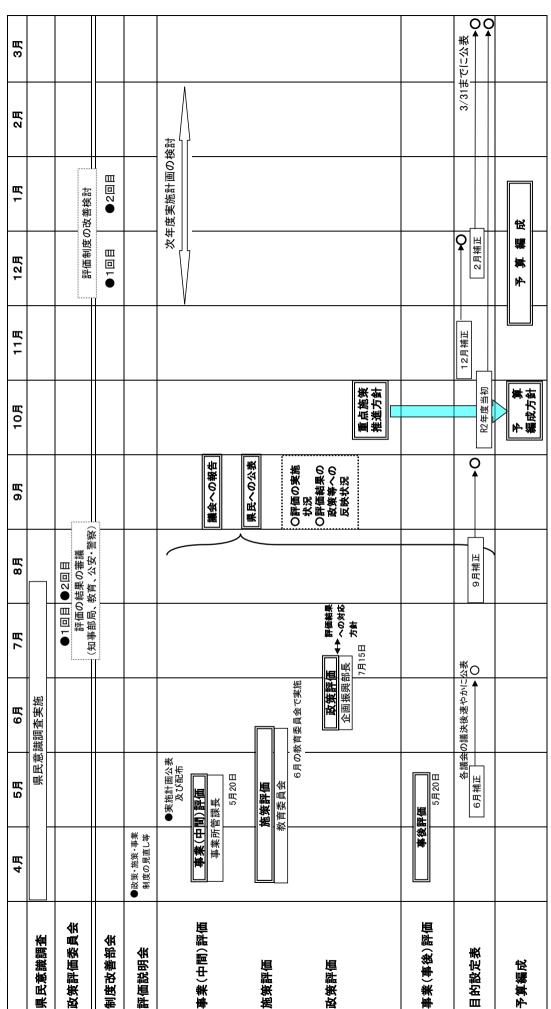
[実施機関を記載]

[評価の種類(名称)を記載]

政策等の評価の実施状況及び 評価結果の政策等への反映状況

ア	実施状況
1	対象
2	実施時期
<u> </u>	評価に用いたデータ等
<u>4</u>	評価に用いた観点及び判定基準
1	〇〇評価結果の概要及び評価結果の反映状況

政策評価等の年間スケジュール



●当該事業を含む基本方針(終了事業所管課長) 会計画策定の際の検討資料(終了事業所管課長) ●「ふるさと秋田元気創造プラン」の進行管理 (教育委員会、総合政策課) (教育委員会, 総合政策課、 財政課) ●県政全般の進行管理 (教育委員会、総合政策 課) ●予算編成 ●予算編成 検討資料 方針 活用 (予算見積書提出期限まで) 「評価結果の反映状況等 (対応方針)」を記載 (7月15日まで) 教育委員会 企画振興部長による評価 結果等の確認(必要に応 終務部·企画振興部 企画振興部長の評価 じて協議) 教育庁総務 課長による評価結果の確 で受した。 認(必要に応じて協議) (総合政策課へ提出) 5月20日まで) (5月20日まで) 教育庁総務 課の確認 教育庁総務 課の確認 6月の教育委員会会議で実施 新規事業所管 *課長による目的 設定表の作成 終了事業所管 課長の評価 ζ育委員会の β価 ·継続事業所管 課長の評価 教育委員会 教評 ※予算要求前 施策目標達成 状況の把握・ 評価調書の作 成 事業評価 継続事業中 間評価調書 の作成 終了事業事 後評価調書 の作成 目的設定表 の作成 (別途通知 作業手順(フロー図) 政策評価、施策評価 ■政策評価 ■拖無評価 ■事業評価 ■事業評価 ■事業評価 (目的設定) (中間評価) (事後評価 区分

34